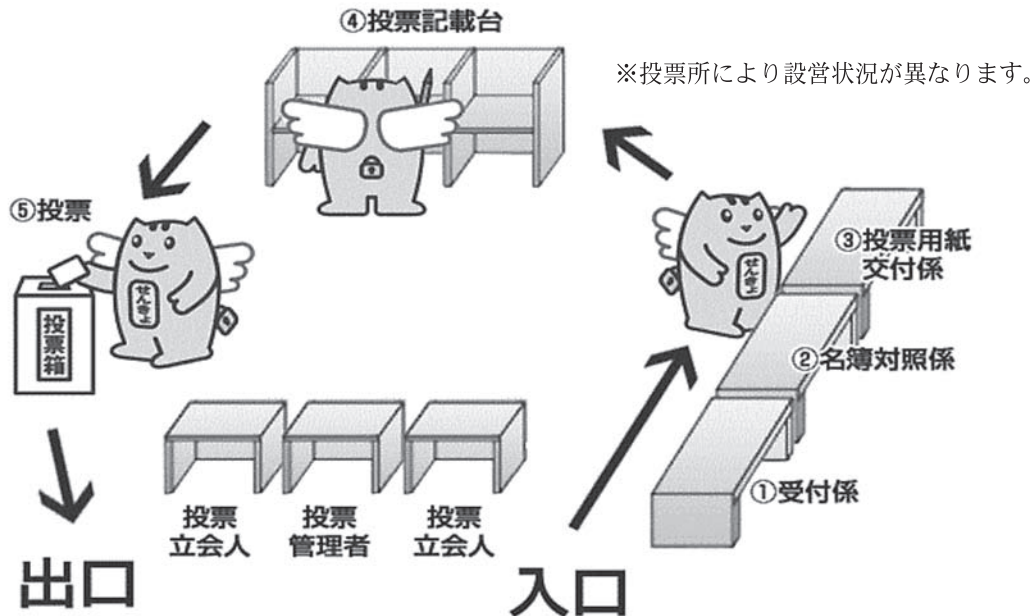


参議院選挙に行こう！

～投票方法のお知らせ～

郵送された「投票所入場券」を持って、投票所へ行きます。
 受付係で「投票所入場券」を渡し、選挙人名簿との照合を受けた後、投票用紙を受け取ります。
 記載台へ行き、候補者・政党名などを氏名等掲示で確認、投票用紙に記入し投票箱に入れて終了です。



第23回参議院議員通常選挙では、次の2つの選挙が行われています。

【選挙区選挙】

各都道府県が一つの選挙区となります。
 投票用紙には、当選させたい候補者の氏名を記入します。

【比例代表選挙】

全国を一つの区域とし、定数96人の半数の48人が改選されます。投票用紙には、当選させたい候補者名または名簿届出政党などの名称のいずれかを記入します。

選挙管理委員会からのお知らせ

TEL32・3807 / FAX32・7011

◆参議院選挙の投票所を一部変更します
 該当される有権者の方は、ご注意ください。

第7投票区	芝田小学校屋内運動場 芝田小学校一階理科室 (田野町字中須)
第8投票区	児安小学校屋内運動場 児安幼稚園(田浦町字近里)
第11投票区	櫛淵小学校屋内運動場 櫛淵公民館(櫛淵町字北佃)
第14投票区	和田島小学校屋内運動場 和田島幼稚園 (和田島町字山のはな)
第16投票区	新開小学校屋内運動場 新開幼稚園(大林町字中津)

※第1投票区、第4投票区は小学校屋内運動場に戻ります。

◆インターネット選挙運動解禁

だれでも、ウェブサイトなどを利用する方法により、選挙運動を行うことができるようになりました。
 ※利用の際は発信者の連絡先などを表示する義務があります。
 ただし、電子メールを利用する方法は、候補者・政党などに限られています。(メールの転送も制限されます。)

注意

悪質な情報を発信すると処罰されます。
 インターネットを利用した投票はできません。